

附属書 I 第十条 1 に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付する留保について、第十条 1 の規定に従って記載するものである。

- (a) 第三条（内国民待遇）
- (b) 第四条（最恵国待遇）
- (c) 第八条（特定措置の履行要求）
- (d) 第九条（経営幹部及び取締役会）

2 留保には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
- (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業

分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。

(e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を一般的な形で記載し、この記載は拘束力を有しない。

3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」は、他の全ての事項に優先する。

4 「留保の種類」に特定する義務は、第十条1の規定に従い、「措置」に明示する法令その他の措置については、適用しない。

5 この附属書の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産

業分類の番号をいう。

日本国の表

一	分野	農林水産業（植物育成者権）
小分野	J S I C 〇一一九 その他の耕種農業	
産業分類	J S I C 〇二四三 山林種苗生産サービスマ J S I C 〇四一三 藻類養殖業 J S I C 〇四一五 種苗養殖業	
留保の種類	内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条）	
政府の段階	中央政府	
措置	種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条	
概要	<p>日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。</p> <p>(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約</p>	

二	
分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置	
金融業 銀行業 J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。） J S I C 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇（第三条） 中央政府 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条	<p>の当事国である場合</p> <p>(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のUPOV条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のUPOV条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のUPOV条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p> <p>(c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国（その国の国民に対し日本国が植物育成者権その他植物育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国の国民に対し当該保護を認める国を含む。）であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p>

	三	四
概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類
<p>預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。</p>	<p>熱供給業</p> <p>J S I C 三五一一 熱供給業</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>情報通信業</p> <p>電気通信業</p> <p>J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等</p> <p>J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）</p> <p>J S I C 三七三一 電気通信に附帯するサービス業</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第九条）</p>

五		<p>分野 小分野 産業分類</p> <p>情報通信業 電気通信業及びインターネット付随サービス業 J S I C 三七一― 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七一― 長距離電気通信業 J S I C 三七一― その他の固定電気通信業 J S I C 三七二― 移動電気通信業 J S I C 四〇一― インターネット付随サービス業</p> <p>注 J S I C 三七一―、三七一―、三七一―、三七一―又は四〇一―の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録</p>
	<p>政府の段階 措置 概要</p>	<p>中央政府</p> <p>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条</p> <p>1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体</p> <p>2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。</p>

六		
	<p>留保の種類 政府の段階 措置</p>	<p>が求められるものに限られる。 内国民待遇（第三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>
	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>製造業 医薬品製造業 J S I C 一六五三 生物学的製剤製造業 内国民待遇（第三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。</p>

留保の種類	分野	産業分類
	製造業	皮革製造業及び皮革製品製造業
	小分野	J S I C 一一八九 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
		J S I C 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業
		J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
		J S I C 二〇一一 なめし革製造業
		J S I C 二〇二一 工業用革製品製造業（手袋を除く。）
		J S I C 二〇三一 革製履物用材料・同附属品製造業
		J S I C 二〇四一 革製履物製造業
		J S I C 二〇五一 革製手袋製造業
		J S I C 二〇六一 かばん製造業
		J S I C 二〇七 袋物製造業
		J S I C 二〇八一 毛皮製造業
		J S I C 二〇九九 その他のなめし革製品製造業
		J S I C 三二五三 運動用具製造業
		注1 J S I C 一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。
		注2 J S I C 一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。
内国民待遇（第三条）		

九	八	
分野 小分野 産業分類	政府の段階 措置 概要 政府の段階 措置 概要 留保の種類 産業分類 小分野 分野	政府の段階 措置 概要
鉱業 J S I C 〇五 鉱業、採石業、砂利採取業	船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

	留保の種類 政府の段階 措置 概要	内国民待遇（第三条） 中央政府 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
十	分野 小分野 産業分類	石油業 J S I C 〇五三 原油・天然ガス鉱業 J S I C 一七一 石油精製業 J S I C 一七二 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） J S I C 一七四 舗装材料製造業 J S I C 一七九 その他の石油製品・石炭製品製造業 J S I C 四七一 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。） J S I C 四七二 冷蔵倉庫業 J S I C 五三三 石油卸売業 J S I C 六〇五 ガソリンスタンド J S I C 六〇五 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。） J S I C 九二九 他に分類されないその他の事業サービス業 注1 J S I C 一七四一、一七九九、四七一、四七二又は六〇五二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。

	十一
留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 産業分類
<p>注2 J S I C 九二九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。</p> <p>内国民待遇（第三条） 中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もともと、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。</p>	<p>農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本国の表の七の項で規定されているものを除く。）</p> <p>J S I C 〇一 農業 J S I C 〇二 林業 J S I C 〇三 漁業（水産養殖業を除く。） J S I C 〇四 水産養殖業 J S I C 六三二四 農業協同組合 J S I C 六三二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合</p>

十三	十二	
分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	留保の種類 政府の段階 措置 概要
運輸業	警備業 J S I C 九二三一 警備業 内国民待遇（第三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	J S I C 八七一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの） 内国民待遇（第三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本の表の七の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

小分野	産業分類	留保の種類	政府の段階	措置	概要
航空運輸業	J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一一 航空運送業	内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条）	経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行う うとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請 する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人

十四	分野 小分野 産業分類 留保の種類	<p>航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>3 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。</p> <p>4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p> <p>運輸業 航空運輸業</p> <p>J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等</p> <p>J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。）</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第九条）</p>
----	----------------------------	--

十五	
分野	<p>政府の段階 措置 概要</p>
運輸業	<p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>

十六	分野 小分野 産業分類 留保の種類	運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第三条）
	小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録） 内国民待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

十七	分野 小分野 産業分類 留保の種類	運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第三条）
	概要 措置 政府の段階	最恵国待遇（第四条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人

十八	分野 小分野 産業分類	運輸業 鉄道業 J S I C 四二一 鉄道業
	概要 措置 政府の段階	<p>最恵国待遇（第四条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>2 1 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。</p>

<p>十九</p>	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>運輸業 道路旅客運送業 J S I C 四三一一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇（第三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これら</p>
	<p>留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>J S I C 四八五一 鉄道施設提供業 内国民待遇（第三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。</p>

二十一		
分野 小分野 産業分類	概要 措置 留保の種類 政府の段階	分野 小分野 産業分類
運輸業 水運業	<p>概要</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする 外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日 本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸 渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。</p>	<p>運輸業 水運業</p> <p>J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業</p> <p>内国民待遇（第三条） 中央政府</p> <p>の製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされな い。</p>

		<p>留保の種類 内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条） 中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法律又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。</p>
二十二	<p>分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要</p>	<p>上水道業 J S I C 三六一一 上水道業 内国民待遇（第三条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>

ウルグアイ東方共和国の表

一	分野	漁業
小分野		
留保の種類	内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条）	
政府の段階	中央政府	
措置	法律第一万三千八百三十三号 法律第一万四千六百五十号 法律第一万八千四百九十八号 法律第一万九千七百七十五号 千九百九十七年政令第四百四十九号 二千四年政令第二百三十三号	
概要		<p>基線から十二海里までの内水及び領海内で操業する商業漁業（海洋における狩猟活動を含む。）は、ウルグアイ東方共和国（以下この表において「ウルグアイ」という。）が相互主義に基づいて締結した国際協定における取決めに影響を及ぼすことなく、専ら許可されたウルグアイを旗国とする船舶のために留保される。当該船舶は、ウルグアイの国民である船長、商船員又は漁ろう長によつて指揮されなければならない。また、当該船舶の乗組員の少なくとも九十パーセントは、ウルグアイの国民でなければならない。この割合は、国際協定に従つて変更することができる。</p> <p>ウルグアイにおいて許可された国際的な水域においてのみ操業する漁船については、乗組員の少</p>

二	分野 小分野 留保の種類 政府の段階 措置 概要	<p>通信（印刷媒体）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第九条）</p> <p>中央政府</p> <p>法律第一万六千九十九号（第六条）</p> <p>ウルグアイの国民のみが、ウルグアイにおける新聞、雑誌又は定期刊行物の責任のある編集者又は管理者に就任できる。</p> <p>注 責任のある編集者又は管理者とは、特定の新聞、雑誌又は定期刊行物の内容について民法及</p>	<p>なくとも七十パーセントは、ウルグアイの国民でなければならない。</p> <p>外国を旗国とする商船は、国家水資源局により保持される登録簿に記録されるとおり、行政府の承認に従い、第一段の十二海里の区域と基線から二百海里との間の区域においてのみ漁ろう及び狩猟が許可される。これらの船舶は、操業を開始する前に、免許及び許可を取得しなければならない。</p> <p>製品化及び貿易を含む全ての漁業関連活動の実施に当たつての承認は、行政府により与えられなければならない。</p> <p>ウルグアイの機関及び個人の場合には、全てのウルグアイを旗国とする船舶は、科学的な漁ろう及び狩猟に対して定められた許可料の支払及び検査が免除される。</p> <p>魚の加工及び製品化については、魚が全面的又は部分的にウルグアイ国内で加工されなければならないとの条件を付す場合がある。</p>
---	---	---	---

	三	<p>び刑法に基づく責任を有する者をいう。</p>
	<p>分野 小分野 留保の種類</p>	<p>通信（テレビジョン、映画及び視聴覚サービス）</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>最恵国待遇（第四条）</p> <p>特定措置の履行要求（第八条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第九条）</p> <p>中央政府</p> <p>法律第一万六千九十九号</p> <p>法律第一万八千二百八十四号</p> <p>概要</p> <p>テレビジョンにおける加入者向けサービス（ケーブル、衛星、MMD S及びUHFコードによるもの）を提供する企業の責任のある編集者又は管理者は、ウルグアイの国民でなければならない。</p> <p>注 責任のある編集者又は管理者とは、特定のテレビジョン、映画又は視聴覚サービス（あらゆる形態のもの）の内容について民法及び刑法に基づく責任を有する者をいう。</p> <p>ウルグアイ国立映画視聴覚機構は、その職務に定められているとおり、次のことを行うことができる。</p> <p>(a) 国内及び外国におけるウルグアイの映画及び視聴覚作品の創作、製作、共同製作、配給及び上映を促進し、奨励し、及び刺激すること。</p> <p>(b) 他の機構との相互主義の合意であつて、それぞれの国内の市場への優先的なアクセスを付与</p>

五	四	
分野 小分野 留保の種類 政府の段階	分野 小分野 留保の種類 政府の段階 措置 概要	
高等教育サービス 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府	初等教育及び中等教育サービス 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府 規則第十四号（千九百九十四年十二月十九日の公共教育公社議事録第八十六号に基づく同公社決議第二十号により採択されたもの） 教育機関の学長及び副学長は、出生若しくは帰化によりウルグアイの国民となった者又はウルグアイに三年以上居住する永住者でなければならない。	し、及び獲得するものを実施すること。 (c) ウルグアイ国内のテレビジョン媒体において国産の創作作品、記録映画及びアニメーション映画について最小限の放映をする措置並びに国際市場におけるその普及を促進すること。 (d) 映画館を構成する会場において国産の映画について最小限の上映をする措置を促進すること。

	六
措置 概要	分野 小分野 留保の種類 政府の段階 措置 概要
<p>法律第一万二千五百四十九号 千九百九十五年政令第三百八号</p> <p>教職員の絶対多数は、出生若しくは帰化によりウルグアイの国民となった者又はウルグアイに三年以上居住する永住者によって構成されなければならない。それらの者は、完全なスペイン語の能力を有しなければならない。</p> <p>高等教育機関の定款は、運営上及び学術上の管理を行う組織について定め、並びにその構成員の任命に関する手続について定める。当該構成員の大部分は、出生若しくは帰化によりウルグアイの国民となった者又はウルグアイに三年以上居住する者でなければならない。</p>	<p>鉱業</p> <p>内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第八条） 中央政府 法律第一万八千八百十三号 政令法第一万五千二百四十二号及びその関連政令</p> <p>海底の下及び地中にある並びに国の領域の地表に表出する全ての鉱物資源は、奪い得ない及び時効によって権利が消滅しない国の所有物である。</p> <p>前段の規定にかかわらず、非金属鉱物資源の鉱床（建築用資材として直接に使用され、鉱物性材料の物理的又は化学的な変化を引き起こす産業の工程を経ない非金属鉱物資源の鉱床を含む。）</p>

	七
	分野 小分野 留保の種類
<p>は、政令法第一万五千二百四十二号及びその改正が定める条件に従い、土地所有者による開発のために留保される。</p> <p>鉱床及び鉱山の探査及び開発は、専ら(a)国又は公的企業によって行われ、また、(b)鉱業の権原に基づいて行われる。</p> <p>それぞれの権原に基づく鉱業権の享有は、特定の規定及び特定の契約の規定により規律される。操業する特許を受けた者であつて、金属鉱石を輸出する立場であるものは、輸出ごとの産品の価額の十五パーセントを本船渡し(FOB) 価格で国内市場に供給しなければならない。</p>	<p>政府の段階 措置</p> <p>中央政府</p> <p>鉄道分野に関する法的枠組規則(二千三年十一月二十七日の運輸公共事業省決議第七百六十七号により採択されたもの)</p> <p>国際地上交通協定(ATIT)(千九百九十一年五月十日の運輸公共事業省決議により採択されたもの)(千九百九十一年七月八日付けの官報)</p> <p>法律第一万七千九百三十号(第二百五条)</p> <p>政令法第一万四千七百九十八号</p> <p>鉄道輸送サービス</p> <p>内国民待遇(第三条)</p> <p>最恵国待遇(第四条)</p> <p>経営幹部及び取締役会(第九条)</p>

八		
<p>分野 小分野 留保の種類</p> <p>政府の段階 措置</p>	<p>概要</p> <p>二千十三年政令第二百六十二号</p> <p>鉄道の運営者は、鉄道の旅客及び貨物の輸送サービスを提供するため、免許の付与について決定する国立交通局から免許（鉄道事業免許）を得なければならない。免許の取得の要件には、次のことを含む。</p> <p>(a) 鉄道の運営者の払込資本の少なくとも五十一パーセントを、ウルグアイに居住するウルグアイの国民又は同じ払込資本条件を満たすウルグアイの企業が所有していること。</p> <p>(b) 鉄道の運営者の役員会又は取締役会の少なくとも五十一パーセントがウルグアイに居住するウルグアイの国民で構成されていること。</p> <p>国際鉄道貨物輸送サービスへのアクセスは、南米南部諸国（アルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ及びボリビア）の間の国際地上交通協定（ATTI）により、相互主義に基づいて、ウルグアイの鉄道の運営者に与えられる。</p> <p>道路交通サービス</p> <p>内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府</p> <p>国際地上交通協定（ATTI）（千九百九十一年五月十日の運輸公共事業省決議により採択されたもの）（千九百九十一年七月八日付けの官報）</p>	

九	
分野 小分野	概要
海上交通サービス及び補助的なサービス	<p>千九百九十七年政令第二百三十号 二千六号政令第二百七十四号 二千六号政令第二百八十五号 定期運航乗合旅客輸送</p> <p>ウルグアイは、国内の及び国際的な定期運行乗合旅客輸送サービスを提供する権利を留保するが、私企業に特許及び許可を与える。当該特許及び許可は、ウルグアイの国民又はウルグアイの企業に対してのみ与えられる。</p> <p>ウルグアイの企業とは、ウルグアイに在住するウルグアイの国民が、(i)経営し、(ii)管理し、及び(iii)資本の過半数を所有する企業をいう。</p> <p>不定期運行乗合旅客輸送（観光客及び観光客以外の輸送）</p> <p>これらのサービスの提供は、ウルグアイの国民又はウルグアイの企業のために留保される。</p> <p>国際旅客貨物輸送</p> <p>ウルグアイの国民が資本の過半数を所有し、かつ、実質的に管理している企業のみが、国際貨物旅客輸送を行うことができる。</p> <p>国際道路貨物輸送サービスへのアクセスは、南米南部諸国（アルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ及びボリビア）の間の国際地上交通協定（A T I T）により、相互主義に基づいて、ウルグアイの道路の運営者に与えられる。</p>

留保の種類	政府の段階 措置	概要
内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条） 経営幹部及び取締役会（第九条）	中央政府 法律第一万二千九十一号 法律第一万四千六百六号（第三百九条） 法律第一万六千三百八十七号（第十八条）（法律第一万六千七百三十六号第三百二十一条により改正されたもの） 法律第一万七千二百九十六号（第二百六十三条） 法律第一万八千四百九十八号 法律第一万八千八百九十一号	政令法第一万四千六百五十号（第一章、第二章及び第五章） 千九百九十四年政令第三十一号
		<p>ウルグアイの港と沿岸地域との間で行われる国内船舶輸送サービスを対象とする内航海運貿易（ウルグアイの管轄内の水域において行われる船舶による救助活動、積卸し、えい航その他の活動を含む。）は、ウルグアイを旗国とする船舶のために留保される。当該船舶は、特定の税（例えば、船舶の装備、販売及び収入に係る税）を免除される。</p> <p>行政府は、ウルグアイを旗国とする船舶が利用可能ではない場合には、外国を旗国とする船舶に対し、内航海運業務の実施を許可するための免除を認めることができる。</p> <p>ウルグアイ国内で内航海運業務を行う船舶は、次の要件に従うものとする。</p>

-
-
-
- (a) 当該船舶が自然人によって所有される場合には、当該自然人がウルグアイに在住するウルグアイの国民であること。
- (b) 当該船舶が企業によって所有される場合には、(i)当該企業の所有者の五十一パーセントがウルグアイの国民であること(ii)ウルグアイの国民が議決権のある株式の五十一パーセントを所有していること並びに(iii)ウルグアイの国民が当該企業を管理し、及び経営していること。
- ウルグアイ及びアルゼンチンそれぞれの国境の港の間の河川を横断する旅客及び車両の輸送は、ウルグアイ又はアルゼンチンを旗国とする船舶のために留保される。
- ウルグアイの外国貿易（輸入及び輸出）の全ての貨物輸送のうちの半分は、ウルグアイを旗国とする船舶のために留保される。ただし、外国を旗国とする船舶に対し、外国貿易のその留保された部分の輸送を行うための免除が認められる。
- ウルグアイは、相互主義に基づいて、ウルグアイの外国貿易における貨物輸送へのアクセスについて制限を課すことができる。
- ウルグアイを旗国とする船舶は、次の要件を満たす場合には、特定の税を免除される。
- (a) 当該船舶が自然人によって所有される場合には、当該自然人がウルグアイに在住するウルグアイの国民であること。
- (b) 当該船舶が企業によって所有される場合には、当該船舶がウルグアイの国民の管理及び監督の下にあること。
- ウルグアイの商船の乗組員は、次の要件を満たさなければならない。
- (a) 当該船舶が権限のある当局から通航の承認を得て操業している船舶の場合には、上級乗組員（船長、機関長及び無線通信士を含む。）の九十パーセントがウルグアイの国民であること。
-

十	
分野 小分野 留保の種類 政府の段階 措置	
航空サービス 内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府 法律第一万二千十八号 法律第一万八千五十八号 政令法第一万四千三百五号（航空法） 政令法第一万四千六百五十三号 政令法第一万四千八百四十五号 千九百七十三年政令第八百八号 千九百七十四年政令第三百二十五号 千九百七十七年政令第三十九号 千九百七十八年政令第五百十八号	(b) その他の乗組員の少なくとも九十パーセントがウルグアイの国民であること。 (c) 権限のある当局から通航の承認を得ずに操業している船舶の場合には、船長、機関長及び無線通信士又は一等航海士がウルグアイの国民であること。

概要

二千一年政令第百八十三号

二千十年政令第百四十五号

ウルグアイ航空規則（第六十一号、第六十三号及び第六十五号）

ウルグアイの航空貿易関係は、実効的な相互主義の原則に基づく。

航空券代理店及び航空券販売店の設立を含む航空活動の実施には、国際基準並びに航空法（政令第一万四千三百五号及びその改正）及びその規則の規定に基づく特許又は承認が必要とされる。

ウルグアイに発着する航空サービスを提供する外国の国際航空企業又は当該サービスの提供は行わないがウルグアイにおいて直接に若しくは代理店、販売店若しくは販売の承認を受けた第三の企業（その性質及び名称を問わない。）を通じて旅客に航空券の販売を行う企業は、ウルグアイの航空商業権を含む国の財産の開発に対する補償として、ウルグアイにおいて販売された航空券（全ての経路を構成するもの）につき、その価格の最大十五パーセントの割合の料金を発券又は支払の形態及び場所を問わず支払う。

ウルグアイの航空運送企業のみが、国内航空運送サービス（国内営業）を行う航空機を操業し、ウルグアイの航空運送人として定期及び不定期の国際航空運送サービスを提供することができる。

国内航空事業は、専らウルグアイの企業が行う。国が直接に国内航空事業を行う場合を除くほか、旅客、郵便物及び貨物に関する定期の国内航空事業は特許を受けた者によって行われ、不定期の国内航空事業は許可に基づいて行われる。

ウルグアイの航空事業企業のみが、ウルグアイ国内の非運送航空サービスを提供する航空機を操業することができる。

航空当局は、国内航空サービスについて、同様の権利が相互主義に基づいて与えられている場合

に限り、外国の企業に対して許可することができる。

企業は、ウルグアイの航空運送企業又はウルグアイの航空事業企業となるためには、ウルグアイに居住するウルグアイの国民が当該企業の五十一パーセントを所有していなければならない。

ウルグアイの企業は、ウルグアイの免許を有していなければならない。もつとも、航空当局は、サービスの提供を確保するため又は国民の便益上の理由により、外国の免許を有する航空機の使用を例外的に許可することができる。

ウルグアイの航空運送企業及びウルグアイの航空事業企業の経営者を含む全ての乗組員及び人員は、国家民間航空・航空インフラ局が別段の承認を与える場合を除くほか、ウルグアイの国民でなければならぬ。

航空機の所有者は、航空機の登録を申請するためには、ウルグアイに在住する者でなければならない。この条件は、共同所有である場合には、共同所有者の五十一パーセントであつて、航空機の価値の五十一パーセントを超える権利を有する者がウルグアイに在住する者であることにより確認される。行政は、前記の居所に関する条件を妨げることなく、航空機の所有者が当該航空機の登録のために満たすべき他の条件を定める。

ウルグアイを旗国とする航空運送人は、保守及び修理を含む業務上のニーズを、可能な限り国内の供給源で満たすものとする。

航空タクシー・サービスは、国内企業のために留保される。航空タクシー・サービスに関する外国の事業者は、当該外国がウルグアイの航空サービス事業者に対して同一の待遇を与える場合には、当該事業者に認められる権利、特典又は利益により、ウルグアイの領域及び管轄権が及ぶ水域で操業することができる。

十一	分野	航空写真サービス及び農業上の運航サービス
	小分野	
	留保の種類	内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条）
	政府の段階	特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府
	措置	政令法第一万四千三百五号（航空法） 千九百七十四年政令第三百二十五号 千九百七十七年政令第三十九号 千九百七十八年政令第五百十八号 千九百九十四年政令第三百十四号 二十年政令第四百十五号
	概要	<p>千九百五十二年七月四日の政府評議会政令第二万四千四百九号</p> <p>自由飛行区域における航空写真サービス活動は、航空写真家登録簿に登録した者に認められる。同登録簿に登録するためには、航空士、運航者及び技術者を含む職員は、ウルグアイの国民でなければならぬ。ただし、権限のある当局がこの要件を免除する場合は、この限りでない。</p> <p>ウルグアイの領域及び管轄権が及ぶ水域において可搬式センサーにより調査を行うこと及び当該調査により得られた資料を処理することについて許可を得るためには、ウルグアイの国民又はウル</p>

十二	分野 小分野 留保の種類	金融サービス 金融仲介業（銀行業） 内国民待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 中央政府 政令法第一万五千三百二十二号（第八条） 外国の金融機関の支店又は子会社は、ウルグアイの国民が当該金融機関の取締役会若しくは経営に参加すること又は当該金融機関におけるその他の役職に就任することを当該機関の規則により禁
	政府の段階 措置 概要	グアイの企業であるとの要件が満たされる必要がある。ただし、この要件が明示的に免除される場合は、この限りでない。 農業上の運航。行政府は、国内の手段によってこの分野の要求が満たされない状況においては、権限のある当局の要請により、外国の航空機が一時的に入国することを許可することができる。 開発（例えば、炭化水素資源の探査、水産業、かんがい研究、地質調査等）に用いられる航空事業は、ウルグアイの企業に留保される。権限のある当局は、ウルグアイの企業が特定の要件を満たすことができない場合に限り、ウルグアイの領域における外国の企業の操業を一時的に許可することができる。 ウルグアイの国民又はウルグアイの企業（航空士、運航者及び技術者を含む。）のみが、航空宇宙感知機操業者登録簿に登録することができる。ただし、この要件が明示的に免除される場合は、この限りでない。企業に関しては、その役員の過半数がウルグアイの国民でなければならない。

十五	十四	十三	
分野 小分野	分野 小分野 留保の種類 政府の段階 措置 概要	分野 小分野 留保の種類 政府の段階 措置 概要	
金融サービス	<p>金融サービス 保険</p> <p>内国民待遇（第三条） 中央政府 法律第一万六千四百二十六号（第一条）</p> <p>国立保険銀行は、労働者の産業災害補償保険を提供することを許可された唯一の事業体であり、その結果、その事業の全体に関して競争上の優位を有する。</p>	<p>金融サービス 金融仲介業（銀行業） 内国民待遇（第三条） 中央政府 法律第一万八千四百一号（第三十四条）</p> <p>預金保険によって保証される銀行預金の最高額は、預金がウルグアイ・ペソ建てであるか他の通貨建てであるかにより異なる。</p>	止してはならない。

	留保の種類 政府の段階 措置	概要
	内国民待遇（第三条） 中央政府 法律第一万五千九百三十三号（第四百五十三号） 法律第一万七千五百五十五号（第八十条）	い。 ウルグアイ政府及び公的企業は、ウルグアイ東方共和国銀行にのみ資金を預託しなければならない。

附属書Ⅱ 第十条2に規定する措置に関する留保

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第十条2の規定に従って記載するものである。

- (a) 第三条（内国民待遇）
 - (b) 第四条（最恵国待遇）
 - (c) 第八条（特定措置の履行要求）
 - (d) 第九条（経営幹部及び取締役会）
- 2 留保には、次の事項を記載する。
- (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
 - (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
 - (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業

分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

- (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
 - (e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
 - (f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。
- 3 留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」が他の全ての事項に優先する。
- 4 「留保の種類」に特定する義務は、第十条2の規定に従い、「概要」に記載する分野、小分野及び活動については、適用しない。
- 5 この附属書の適用上、「J S I C」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

一	二
分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要
全ての分野 内国民待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) ウルグアイ東方共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) ウルグアイ東方共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	全ての分野 内国民待遇（第三条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 指定された企業若しくは政府機関（以下この表において「企業等」という。）にのみ認められて

四	三	
分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類 概要 現行の措置	現行の措置
航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業 内国民待遇（第三条）	全ての分野 内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条） 補助金については、ウルグアイ東方共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。	いる日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

六	五	
分野	現行の措置 概要 産業分類 留保の種類	現行の措置 概要
エネルギー産業	武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業 内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

七		
留保の種類	分野 小分野 産業分類	小分野 産業分類 留保の種類
内国民待遇（第三条） J S I C 八〇九三 遊漁船業 J S I C 〇四二 内水面養殖業 J S I C 〇四一 海面養殖業 J S I C 〇三二 内水面漁業 J S I C 〇三一 海面漁業	漁業 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業	電気業 ガス業 原子力産業 内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 概要 日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

八	
分野 小分野	<p>概要</p> <p>最恵国待遇（第四条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条）</p> <p>日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給 <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条</p>
情報通信業 放送業	

九	
概要 留保の種類 産業分類 小分野 分野	産業分類 留保の種類 概要 現行の措置
土地取引に関する事項 内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条） 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制	J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八三 有線放送業 内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条） 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第五条 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第九十三条、第一百六条、第二百二十五条、第二百五十九条 及び第六十一条

ウルグアイ東方共和国の表

	<p>現行の措置</p> <p>限ることができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。</p> <p>外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条</p>
--	---

二	<p>分野 小分野 留保の種類</p> <p>液体燃料、固体燃料及び気体燃料並びにその関連製品の流通サービス</p> <p>特定措置の履行要求（第八条）</p>	一	<p>分野 小分野 留保の種類</p> <p>道路、鉄道、空港及び港湾のサービス及び基盤</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求（第八条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第九条）</p> <p>ウルグアイ東方共和国（以下この表において「ウルグアイ」という。）は、道路、鉄道、空港及び港湾のサービス及び基盤に係る特許並びに現行の特許の更新又は再交渉に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>現行の措置</p>
---	--	---	---

四	三	
分野 小分野 留保の種類	分野 小分野 留保の種類 概要 現行の措置	概要 現行の措置
<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求（第八条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第九条）</p>	<p>全ての分野</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>特定措置の履行要求（第八条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第九条）</p> <p>ウルグアイは、社会的又は経済的な理由により少数民族に権利又は特惠を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>概要</p> <p>ウルグアイは、液体燃料、固体燃料及び気体燃料並びにその関連製品の流通サービスに係る特許並びに当該サービスに係る現行の特許の更新又は再交渉に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>燃料アルコールセメント公社（ANCAP）は、法令に従って特許を与える。</p>

五	
分野 小分野 留保の種類 概要	現行の措置
郵便サービス 内国民待遇（第三条） ウルグアイは、公的企業が提供する定期的な仕入書の受領、処理、輸送及び引渡しに制限を課す措置を採用し、又は維持する権利を留保する。当該公的企業には、次のものを含む。 (a) ANTEL（電気通信公社（基本電気通信）） (b) UTE（電力公社（配電））	概要 ウルグアイは、既存の公的企業において保有されるあらゆる持分の移転又は処分について、ウルグアイの国民のみが取得できるような制限する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 ただし、前段の制限は、当該持分の最初の移転又は処分に関しのみ関連し、その後の移転又は処分には関連しない。 ウルグアイは、移転される持分の所有に対する制限を通じてではなく取締役会の構成に関する措置を通じて第一段に規定する持分の移転又は処分により設立される新たな企業の管理を制限し、又は要件を課する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 ウルグアイは、また、当該新たな企業の経営幹部及び取締役会役員国籍に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 「公的企業」とは、ウルグアイ国家が当該企業の財産への参加を通じて所有し、又は支配する企業をいう（この協定の効力発生の日の後に設立される企業を含む。）

七	六	
分野 小分野 留保の種類 概要	現行の措置 概要 留保の種類	現行の措置
<p>伝統的な行事及び祭典</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>ウルグアイは、パレード、カーニバル等のウルグアイの国民の伝統に関する行事の開催及び振興</p>	<p>概要</p> <p>ウルグアイは、法の執行業務の提供及び次のサービス（公共の目的のために設けられ、又は維持される社会サービスである場合に限る。）の提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>更生及び社会復帰事業、社会保障又は失業給付、社会福祉、公共教育、公共の訓練、保健、保育、下水道事業及び上水道事業</p>	<p>(c) O S E（水道公社（配水））</p> <p>社会サービス</p> <p>内国民待遇（第三条）</p> <p>最恵国待遇（第四条）</p> <p>特定措置の履行要求（第八条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第九条）</p>

九	八	
分野 小分野 留保の種類 概要	分野 小分野 留保の種類 概要 現行の措置	現行の措置
<p>全ての分野</p> <p>最恵国待遇（第四条）</p> <p>ウルグアイは、この協定の効力発生の日の前から効力を有する又は当該効力発生の日の前に署名された二国間又は多数国間の国際協定に基づき、各国に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p> <p>ウルグアイは、次の分野について、この協定の効力発生の日の後に効力を生ずる又は署名される二国間又は多数国間の国際協定に基づき、各国に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>特定措置の履行要求（第八条）</p> <p>ウルグアイは、鉄道輸送及び補助的なサービスについて、特定措置の履行要求に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、当該措置がウルグアイの法律に基づいて適切であり、透明性があり、かつ、差別的でないことを条件とする。</p>	<p>に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>

十一	十	
現行の措置	現行の措置	現行の措置
<p>分野 小分野 留保の種類 概要</p> <p>財政</p> <p>内国民待遇（第三条） ウルグアイは、ウルグアイの中央銀行又はウルグアイ政府が発行する債券、経済財務省証券その他の債務証券の取得、売却その他の処分を制限する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>分野 小分野 留保の種類 概要</p> <p>最恵国待遇（第四条） ウルグアイは、この協定の効力発生の日の後に南米南部共同市場（MERCOSUR）上の約束に従って締結される地上輸送に関する二国間又は多数国間の国際協定に基づき、MERCOSURの加盟国に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>現行の措置</p> <p>(a) 航空 (b) 漁業 (c) 救助を含む海事 (d) 電気通信</p>

十二	分野 小分野 留保の種類 概要 現行の措置	全ての分野 内国民待遇（第三条） ウルグアイは、自国の区域内の陸上国境及び河川国境に沿った国境保安地帯の設立に向けた措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
十三	分野 小分野 留保の種類 概要 現行の措置	通信 ラジオ、テレビジョン及びその他の視聴覚通信サービス 内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条） ウルグアイは、ラジオ、テレビジョン及びその他の視聴覚通信サービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 政令法第一万四千六百七十号 政令法第一万五千六百七十一号（第十条） 法律第一万六千九十九号（第六条） 法律第一万八千二百三十二号 千九百七十八年政令第七百三十四号（第八条、第九条及び第十一条）

十五		
概要 留保の種類 分野 小分野	現行の措置 概要	十四 分野 小分野 留保の種類
全ての分野 内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条） 補助金については、日本国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。	現行の措置 概要 ウルグアイは、農村の財産の購入及び所有並びに農業開発を制限する措置であつて、外国の国有財産又は政府系ファンドが所有し、又は直接若しくは間接に関与する企業に対するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 特定措置の履行要求（第八条）	千九百八十年政令第三百二十七号 千九百八十六年政令第三百五十号 二千十二年政令第五百十三号 農村の財産及び農業開発 内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条）

現
行
の
措
置

附属書Ⅲ 収用

1 両締約国は、第十六条1の規定が収用に関する国家の義務に係る国際慣習法を反映することを意図したものであるとの理解を共有していることを確認する。

2 締約国による一又は一連の措置は、資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）又は投資財産に係る財産権の持分を侵害するものでない限り、収用を構成しない。

3 第十六条1の規定は、次の二の事態を取り扱っている。

(a) 第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転若しくは明白な差押えを通じて国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(b) 第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国の一又は一連の措置が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。

4 締約国の政府の一又は一連の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定する

に当たっては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査することが要求される。

(a) 政府の一又は一連の措置の経済的な影響（ただし、当該措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接的な収用が行われたことが確定するものではない。）

(b) 政府の一又は一連の措置が投資財産から生ずる明確かつ合理的な期待を害する程度

(c) 政府の措置の性質（その目的を含む。）

5 締約国による一又は一連の措置がその目的に照らして著しく厳しい場合又は著しく均衡を失する場合等極めて限られた場合を除くほか、正当な公共の福祉の目的（例えば、公衆衛生、安全及び環境）を保護するために締約国が立案し、及び適用する差別的でない規制措置は、間接的な収用を構成しない。

附属書IV 金融サービス

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

注釈 「信用秩序の維持」には、個々の金融機関の安全性、健全性又は安定性の維持を含むことが了解される。

2 締約国は、3の規定を害さないことを条件として、金融政策及び為替政策を遂行するために一般に適用される差別的でない措置をとることを妨げられない。

3 締約国が1及び2の規定に基づいてとる措置は、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

4 第二十条の規定は、金融サービスに関連する紛争については、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分又は一方の締約国の投資家が他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の

法令に従って既に設立し、取得し、若しくは拡張した投資財産に影響を及ぼす事項に関する紛争についてのみ適用する。

5 第二十一条の規定は、紛争投資家の投資財産又は投資活動であつて金融サービスに係るものに関する投資紛争については、紛争締約国の区域内において紛争締約国の法令に従って既に設立され、取得され、又は拡張された投資財産及びそのような投資財産に関連する投資活動に関する投資紛争についてのみ適用する。

6 この附属書の規定の下で生ずる紛争のために第二十条の規定により設置される仲裁委員会又は第二十一条の規定により設置される仲裁裁判所は、金融サービスに関する法律又は実務（金融機関に関する法令を含む。）についての専門知識又は経験を有する仲裁人によつてのみ構成する。

7 第二十条の規定に基づく仲裁委員会又は第二十一条の規定に基づく仲裁裁判所に付託され、締約国がこの附属書の1又は2の規定を抗弁として援用するいかなる紛争についても、当該仲裁委員会又は当該仲裁裁判所は、両締約国の権限のある金融当局に対し、当該紛争の原因である当該締約国による措置が当該規定に規定する措置に含まれるか否かに係る事案についての決定を行うよう要求する。この決定は、当該仲

裁委員会又は当該仲裁裁判所を拘束するものであり、当該仲裁委員会又は当該仲裁裁判所からの要請が受領されてから九十日の期間内に行われる。権限のある金融当局が九十日以内に当該決定を行うことができなない場合には、当該事案は、当該仲裁委員会又は当該仲裁裁判所により解決される。

注釈 この7の規定の適用上、「権限のある金融当局」とは、

- (i) 日本国については、金融庁長官又は権限を与えられたその代理者をいう。ただし、金融庁長官又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。

- (ii) ウルグアイ東方共和国については、経済財務大臣又は権限を与えられたその代理者及びウルグアイ中央銀行総裁又は権限を与えられたその代理者をいう。

8 「金融サービス」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Bサービスの貿易に関する一般協定の金融サービスに関する附属書5(a)において定義される用語と同一の意味を有する。